

Title	プロイセン農民解放の理念について
Sub Title	Die Idee der Preussischen Bauernbefreiung
Author	東畑, 隆介 (Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.2 (1968. 9) ,p.77(249)- 110(282)
JaLC DOI	
Abstract	<p>Der Verfasser versucht die Idee der Bauernbefreiung in Preussen, die in der Agrarpolitik von Th. v. Scon und Freiherrn vom Stein, in den Gesetzen von Stein und Hardenberg verwirklicht wurde, zu betrachten. Dabei legt er besonders Gewicht auf die Frage des Bauernschutzes. Vor dem Erlasse des Oktoberedikts vom 9. Oktober 1807 entstand die Meinungsverschiedenheit um den Bauernschutz zwischen beiden Entwerfern, d. h. v. Schrotter und Th. v. Schon. Wahrend jener den Bauernschutz in bezug auf Einziehung und Zusammenlegung von Bauernhofen so gut wie ganz fallen lassen wollte, wunschte dieser eine gewisse vorubergehende Bevormundung fur die Bauern. Stein entschied fur den Vorschlag Schons und liess den Bauernschutz bis zu einem gewissen Grade bestehen. Aueh vor dem Erlasse der Verordnung vom 14. Februar 1808 entstand wieder die Meinungsverschiedenheit zwischen Schrotter und Schon. Stein zog wieder den Vorschlag Schons um den Bauernschutz dem Schrotters vor. Aber wenn man die Verordnung mit dem Oktoberedikt vergleicht, so wird man sagen konnen, dass sie der Anfang von Konzessionen an die Adelsopposition war, die dann unter Hardenberg weiter gemacht wurden. Mit dem Amtsantritt Hardenbergs als Staatskanzler (1810) trat die Reform in eine neue, entscheidende Phase. Durch das Regulierungsedikt vom 14. September und die Deklaration vom 29. Mai 1816 wurde der Bauernschutz fast aufgehoben. Dadurch verfielen zahlreiche Bauern, Kleinbauern und Hausler und gingen grosstentils in das neue Landarbeiterverhaltnis uber. Also ist es nicht abzuleugnen, dass Hardenbergs Reformen dem eigentlichen Wiinsch Steins nicht entsprechend waren, obwohl wir verschiedene Umstande, die die Verwirklichung des Steins Ideals schwer machte, beriicksichtigen miissen. Was Schon betrifft, verwarf er spater scharf die Reformen Hardenbergs. Trotzdem stimmte sein Gedanke im Grunde mit der Gesetzgebung Hardenbergs uberein. Denn sein letztes Ziel war der ausschliesslich kapitalistisch gedachte Grossgrundbesitz und die Bauernbefreiung sollte ausschliesslich diesem Ziel dienen. Daher hatte sie fiir Schon nur sekundare Bedeutung. In dieser Grundanschauung stimmte er auch mit seinem Gegner Schrotter iiberein, wenn sie auch von einem entgegengesetzten Standpunkt ausgingen.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680900-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プロイセン農民解放の理念について

東 畑 隆 介

序 論

「プロイセン農民解放」は、わが国では従来主として、農業制度の実態の研究を通して、後進国の資本主義化の典型として、しばしば問題にされてきたが、これを当時の改革者の理念及びその具体化である立法の側面からみた場合、それは当時のヨーロッパに支配的な思想であつた自由主義のプロシアにおける現実化の問題として把えることが出来よう。主として、「農民解放」の理念と立法とを対象とした本稿では、これらの研究を通して、自由主義という普遍的な理念がプロシアという特殊な地域で如何に受け入れられ、現実化されたかを検討することによつて、ドイツ自由主義の特質を説明することを意図している。

一、シェーンとシュタインの理念

農民解放の第一歩である一八〇七年十月九日の農民解放令、いわゆる十月勅令の発布以前に、プロイセンでは、既に王領地を中心に農民の解放が行われていた。すなわち、一八〇四年には東プロイセンに関して、農民の人格的自由は最終的に確認され、他の諸州では農民の人格的自由は、法的にはティルジットの和議後の立法によつて制定されたが、実際には、

一七九九年から一八〇六年の期間にかけては、實現された。例えば旧プロイセンの王領地では、一七九九年から一八〇五年にかけて約五〇、〇〇〇人の畜耕可能農民が人格的自由と自由な私有地とを獲得した⁽¹⁾。また貴族領においても、三圃式経営に代る穀草式輪作 *Koppelpwirtschaft* や分圃耕作 *Schlagwirtschaft* と秣草栽培の採用やその結果生じた広大な牧畜の可能性などの農業技術の改良は、賦役労働の非生産性とそれに代る自由労働の価値とをグーツヘルに認識させた⁽²⁾。また東ドイツにおける大土地所有の發達、多年の戦争による農民地の荒廢の結果、世襲隸民制 *Erbuntertänigkeit* に附随する農民保護の義務はグーツヘルにとつてむしろ負担となつたので、彼等は農民を解放することによつて、自らも農民保護の義務から解放されると同時に農民追放の自由を得ようとしたのである⁽³⁾。

このように、一七九九年から一八〇六年にかけて、農業改革は既に開始され、その進路も示されていたので、*Staatsminister* の職についたシュタインが当時の政府の所在地であるメーメルに到達した時には、シュレッターの指導下にある東プロイセン省とシェーンの指導下にある王直屬委員会とが既に勅令の草案を国王に提出しており、シュタインは勅令の適用範囲をプロイセン州だけでなく、全王国に拡大するよう指示した以外に内容に大した変更を加えず、殆んどシェーンの草案を採用したので、「農民解放の理念」の理解のためには、勅令の事実上の作者ともいふべきシェーンの思想の考察が、以下において必要となつてくる。

シェーンの育つた東プロイセンでは、住民の主要な産業は農業であり、購買力のある都市人口が不足していた。従つて、生産物は内国の消費によつては吸収されず、そのため莫大な穀物量が年々メーメル、ケーニヒスベルク、ダンチヒからイギリスやスカンディナヴィアへ輸出される一方、工業製品や植民地の商品が輸入されていた。このように外国との商品取引引きの結果、東プロイセンの土地所有者と商人は生れながらの自由商人であつたので、アダム・スミスの経済学は一度紹介されると直ちに、極めて大きな反響を呼び、新しい福音書として受け入れられた⁽⁴⁾。当時アダム・スミスの思想の普及

に貢献したのは、ケーニヒスベルク大学の教授クラウスで、彼の国家学の講義はスミスの翻譯に近いものであつた。東プロイセンにおける彼の名声は、彼の師であり、友人でもあつたカントに劣らぬもので、プロイセン青年官僚の多くは、その政治的、経済的訓練を彼に負つていたので、州大臣シュレッターは、クラウスの講義を聴講したことを彼の証書によつて証明することを、大蔵省への就職志望者の条件としたほどである。⁽⁵⁾

クラウスは単なる学究でなく、当時の反封建制運動の闘士として世襲隸民制に反対し、王領地や総有地 *Allmende* を非難し、土地の私有化を主張し、国家の商工業への干渉を拒否した。当時ケーニヒスベルク大学の学生だつたシェーンは官憲に抵抗して、自由のために戦つた師クラウスの人格を通して、アダム・スミスの理論を学び、経済をみる目を開かれたのである。⁽⁶⁾

クラウスと並んでシェーンに大きな影響を及ぼしたのはカントである。能動性、自律性をもつた理性的個人の意志の強調、権威的絶対主義国家の否定、自由と理性の影響下に展開する人類の必然的且つ合目的々な進歩への信仰などの点で、カントの思想はスミスの思想と共通の時代精神を表現していた。また彼の倫理学の説く厳格な義務の観念は、プロイセン絶対主義国家の官僚の道徳に適合的な観念であつたから、シェーンの場合、スミス、クラウスの理論は、カント哲学の自由な人間性と個人倫理の理念と結びつくことによつて、始めて生き／＼とした創造力を得たのである。⁽⁷⁾

このようなクラウス、カントの思想はシェーンの思想を強く規定していた。今彼の思想に即してその影響をみると、第一に、彼の思想のもつ合理主義的性格である。シュタインの改革の唯一の偉大な純理論家⁽⁸⁾と評されたように、イデオロギカルな観点から全ての政治問題をみるカント哲学の影響は、彼を原則を越えて行動する政治家よりも原則によつて行動を決定する政治家にした。⁽⁹⁾ その点で、彼は歴史的に思考するシュタインと対照的な思想の持ち主であり、シュタインの非哲学的性格を軽蔑していた。⁽¹⁰⁾

第二に、彼の思想のもつ強い倫理的な性格である。カントの哲学体系の中で最も彼を引付けたのはその実践的、倫理的側面であつた⁽¹¹⁾という事実から推しても、彼が天性強い倫理的な性格の持ち主であつたことは明らかである。また彼の師カントもその道徳哲学上の立場から、世襲隷民制に対して批判的で、一七九五年に直接彼に「世襲隷民制について考えると、私のはらわたはよじれるようだ⁽¹²⁾」と語つたといわれるが、こうした彼自身の天性備えていた倫理的な性格と師カントの直接、間接的な影響とは、彼に「農民解放」の問題を単なる経済上の問題としてではなく、人道上、道徳上の問題であると感ぜさせた。一八〇二年十月から、彼は総務省 *Generaldirektorium* の法律委員会に入つたが、そこでの世襲隷民制の惨状についての彼の熱弁に感動した一委員は、委員会は世襲隷民制を廃止する決議なしに、散会されてはならないという提案をしたと云われている⁽¹³⁾。

第三に、彼の思想にみられる経済的自由主義である。上述したように、彼の経済思想は強い倫理的な色彩を帯びていたが、彼の長所はそれが単なる道徳的要請にとどまらず、経済上の自由主義の導入とそれに伴う農業生産力の向上という経済的観念に支えられていた点にあつた。一七九六年以降彼は農業視察其の他の目的で国内を旅行したが、シュレージエンにおいて、「労働者が極めて虚弱であるので、シュレージエンの所領では、マゲデブルクでの同じ農業におけるよりも三三パーセントの多くの労働力を必要とする⁽¹⁴⁾」という事実注目し、そこから上司シュレッターに送つた報告書の中で、「人間が取得するものゝ確実な所有と彼がその経済の改善によつて或いは他の許された方法で獲得したものゝ享受は文化への第一歩である⁽¹⁵⁾」と述べているが、このような経済上の自由主義とそれに伴う農業生産力の向上の主張とは、彼にとつて一つの信念でもあつた。従つて、彼によれば、世襲隷民制の廃止の結果グーツヘルが窮乏し、労働者を維持出来ないとしても、それはグーツヘルが過去においてその住民を悪く取り扱つてきた結果のあらわれであり、何ら国家の援助に価するものではない。このような所領所有者がその所領を売却することを余儀なくされ、支配階級の地位に価しないものがその地位を失

うのは、寧ろ国家にとつて有益なことなのである。⁽¹⁶⁾ 当時上シュレージエンの世襲隷民制廃止の反対論者に対して、彼は「上シュレージエンの隷民制の廃止に関するあなたの懸念は、もしあなたが……世襲隷民制と土地の占有者が占有者として給付せねばならない義務との区別をはつきり考えさえすれば、完全になくなるでしょう。例えあなたが、農民が……各週七日のみならず、七晩ホーフで奉仕するように賦役を増大させるとしても、このことは国家権力と何ら関係がないことです。というのは、これをやりたくないものは、この土地を保有することを強制されないからです。彼は Giewitz や Malapane や Tarnowitz へ行き、羊毛を紡ぎ、日傭労働者として働くでしょうし、雇人としてより少い賃銀で生活していくでしょう。そしてそれによつて、土地所有者は、もしもその農耕地からいくらかの利益を得ようと思うならば、その農民に適当な生計を与えざるを得ないでしょう。これが行われて始めて、農耕地は今までよりもよく耕され、その結果、グーツヘルに今までよりも多くのものを与えるでしょう。今一〇、〇〇〇人の隷民の労働が、……一〇〇〇に等しいとすれば、自由人の労働は二〇〇に等しい筈です。その結果全体が利益を得、とくに所領所有者は最も多くの利益を得る筈です」⁽¹⁷⁾と答えているが、我々はこの彼の言葉を通して、その背後にスコットランドの^{モイラル・ライオン}道徳哲学者の精神が躍動しているのを感じるであろう。

このようなスミス、カントの影響の他に、最後に指摘されねばならないのは、彼の大学時代の友人フィヒテの影響であろう。これについては、彼自身その自伝で、「ケーニヒスベルクでのフィヒテとの交友によつて、私には始めて上へ向つての洞察が開かれた。フィヒテとの交友は、私に全ての事物においてより高い視点を見出し、それを維持する傾向が私の全生涯を貫く基礎を定めた」⁽¹⁸⁾と述べているが、彼がカントの道徳哲学を政治の領域に適用しようとする際には、フィヒテの義務を意識し、障害の克服によつてのみ鍛えられる意志についての觀念すなわち自己活動 *Selbstätigkeit* の觀念とその国家観との媒介とを必要とした。その結果、彼の経済的自由主義は、利己的な利益の自由競争が自然的調和をもたらすと

いうアダム・スミスの樂天的な命題のかたちをとらず、「国民の各々がその力を自由に道德的方面に向つて發達させることが出来る可能性を法的に定め、このようにして、国民がそのために財産と生命とを喜んで犠牲にするほど国王と祖国とを愛するようになる」⁽¹⁹⁾ことに国家の使命をみる著しくドイツ的な色彩を帯びるに至つたのである。

このように彼においては、クラウスを媒介とするアダム・スミスの思想とカント、フィヒテのドイツ古典哲学とが独自の形で融合されていた。

クラウスによつて代表される經濟的自由主義は、当時においては時代の精神を代表する思想であり、十九世紀自由主義の反封建制闘争のスローガンとなる性質のものであつたが、当時のプロイセンには、一七八九年のフランスにおけるような自己意識をもつた市民階級は存在せず、革新の意欲は自由主義的官僚階級のうちにだけみられたので、⁽²⁰⁾スミス、クラウスの自由主義は当時の革新官僚の道德であるカント倫理学の嚴格な義務の觀念と結びつけられた。また西欧と違つて、上から市民階級を育成する課題を負つていたプロイセン国家の現実には國家の教育的役割を強調するフィヒテ的國家觀の採用を不可避とし、こうしてプロシア独自の官僚自由主義を産み出したのであるが、シェーンはそれを最も急進的なかたちで代表していたのである。

次にシュタインの思想が問題となる。前述したように、「十月勅令」の作成に關しての彼の役割は大きなものではなく、その作成の功績の大半はシェーンに帰せられるべきである。そのため農業改革への彼の貢獻を輕視する主張もある。⁽²¹⁾しかし、改革に際して必要だつたのは単なる計画や草案だけでなく、行為であつた。シェーンの草案を採用するのを決断したのは彼であつたし、優柔不断で無定見の国王を説得して勅令を發布させるためには、彼の比類のない実行力を必要としたのである。⁽²²⁾また後述するように、彼の「農民保護」の理念は「十月勅令」に一つの特色を添えるものであつたから、「農民解放」の理念を論じる時、彼の思想の考察はやはり必要である。

シュタインはシェーンのような理論家ではなく、従つて、彼の本領は経済上の改革よりも寧ろ行政面での改革に発揮されたのであるが、ゲッテンゲン大学在学当時からアダム・スミスを精読しており、彼が読んだといわれる「国富論」の「あらゆる時代と民族との経験によると、自由な人間の労働は結局のところ、奴隷のそれよりは安くつく」という箇所(23)に二重印がつけられている点などから推して、彼の経済に関する知識は軽視されてはならない。

農業についての彼の見解は、一七九六年以降、ライン・ヴェストファーレンの州総督 Oberkammerpräsident として、その地方の隷農制 *Eigenbehörigkeit* の改革に従事した当時の中央への報告書を通して知ることが出来る。とりわけ有名なものに、一八〇一年三月十日の「ミンデン・ラアヴェンスベルク州についての報告」(24)がある。こゝで彼は「農業が繁栄するためには、農民に農業の知識、投資や経営のための資本、その力と所有地の利用の自由などが農民に与えられ、保証されねばならない。けれども、もし彼がこれら全てを極めて不完全にもしくは制限付きでしか享受しているにすぎない場合は、無力で貧弱な耕作しか期待出来ない」と専門的知識、資本及び自由な土地所有が農民の生産力の向上のために必要であると説いた後、隷農制を「グーツヘルに対する農民の最も重苦しい関係であり、人間の幸福、人倫、福祉、勤勉にとつて最も有害なものである」(26)と非難し、それを廃止して、農民に完全な土地所有権と人格的自由とを与えることゝ賦役の廃止などを主張している。

次に彼の農民解放の思想を論じる際に、しばしば引用される一八〇二年のメクレンブルク旅行の印象記がある。「この地方の外観は霧深い北方の気候と同様に、私を不愉快にした。その可成りの部分が放牧地や休耕地になつていて大きな耕地、極めて少い人口、隷奴制 *Leibeigenschaft* の圧迫下にある全労働階級、良く耕されたホーフが稀にしかない各地積、一言で云えば、均一性、死の静寂、生命と活動の欠除が全体に拡がり、それが私を非常にゆうゝつな気分にし、不機嫌にした。農民の状態を改善する代りに彼等を追放した貴族の住居は、私には周囲の全てを荒廃させ、墓場の静かさをもつて

囲まれた猛獸の洞窟のように思われた。その利益は表面的なものにすぎない。高い耕作力、完全な農耕は、人間と人間の力があるところでのみ可能である。市価、収益、販路の確実さ、大規模な公共的投資を行う可能性は、人口と勤勉さがある国においては、人間を所領の家畜資産の必要不可欠な部分に墮落させた国におけるよりも遙かに大きい⁽²⁷⁾」

このように、彼は隷農制の非人道的性格を弾劾し、その廃止及び農民に土地所有権と人格的自由とを与えることを健全な国家発達の不可欠な基礎として主張したが、この点で、我々は国家を一箇の株式会社とみ、土地の形で株式を所有するものゝみが真正の市民であるとして、多数の富裕な農民を国家の基礎としたユストゥス・メーザーの思想の影響を認めることが出来る⁽²⁸⁾。彼によれば、こうした富裕な農民の形成の障害となつてゐる隷農制や貴族の特権は当然廃止されなければならないが、当時の彼の農民解放の理念の根底をなしたものは、国民の一般的、経済的福祉をその究極の目的とする十八世紀の家父長的、人道主義的思想であり⁽²⁹⁾、それはフランス革命の自由、平等思想とは全く異質のものであつた。平等を要求するフランス革命の思想とは対照的に、「彼にとつて、人間性の不完全さや弱さを顧慮した身分的な段階がある秩序の方が、普遍的な平等から出発することよりもより意味深いものに思われた⁽³⁰⁾」のである。従つて、彼はドイツの貴族の他の身分に対するカースト的封鎖性を歎き、その改革の必要を認めしたが、貴族階級それ自体を否定した訳ではなく、彼が影響を受けたメーザー同様、身分的特権でなく、大土地所有にその指導的地位の基礎をもち、市民的要素の注入によつて絶えず若返るイギリスの貴族制をその改革の模範としたのである⁽³¹⁾。この点に関しては、当時ドイツにおけるイギリス崇拜の中心地であつたハノーヴァーのゲッティンゲン大学での生活やそこでのレーベルクやブランデイスとの交友、彼が愛読したといわれるモンテスキュー、とりわけバークの思想にみられる伝統や事物の有機的発展に対する信仰などの諸影響が、彼の思想の形成に寄与したものと思われる。

このように、モンテスキュー、バークの影響による歴史、伝統の尊重という点で、彼は啓蒙主義者やシェーンの合理主

義と対立し、浪漫主義者と共通点をもつが、樂觀的な改革熱、熱情的な教育意欲、彼の特徴である道德主義モラリスムスという点では、彼はやはり理性の時代である十八世紀の子であつた。⁽³²⁾従つて、彼の思想のうちには、元來は対立する筈の保守的傾向と自由主義的傾向とが、いわば未分離の状態で並存していたのである。⁽³³⁾このような政治理念をその基礎にもつた彼の改革案は、例えば、貴族が自發的に農業制度の改革を準備したシュレスウイッヒ・ホルシュタインの改革のように、古き封建的秩序を近代的要求に適合させる改革⁽³⁴⁾であり、改革後の社会は、貴族、市民、農民階級がその社会的地位に応じて社会に寄与し、国王と調和して協同する団体国家⁽³⁵⁾であり、そこでは、従来欠けていた「公共心と市民精神との振興、眠つてゐるかもしくは誤つた方向に向けられてゐる諸力と散在してゐる諸知識の利用、国民の精神、意見や欲求と国家官庁のそれとの一致、祖国、独立、国民の榮譽に対する感情の再振興」⁽³⁶⁾が産み出される筈であり、このような公共心と公的活動へと人間を教育することのうち、彼は国家の使命をみたのである。そしてこのような彼の道德的国家観は同時代のフィヒテやシェーンにもみられるものである。

このように、シュタインとシェーンとは、隸農制を非人道的とする倫理的観点と農業生産力の向上を目的とする經濟的観点とから出発した世襲隸民制の廃止、經濟的自由主義の農業への導入の主張、国家の教育的役割を強調する道德的国家観などの点で共通していたが、シュタインが歴史、伝統を尊重し、メーザーの描いた古ドイツの農民を理想として改革に臨んだのに対して、シェーンはそれと対照的な合理主義的、資本主義的観点から改革に着手した点で相違していた。こうした共通点と相違点とをもつ両者の思想を中心として、後の農業立法が成立する訳であるから、その内容に即して、両者の思想がいかに反映されていつたかをみることに次の課題となる。

註

1789, Bd. I, 1957, S. 185.

(1) E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit (2) A. Wald, Die Bauernbefreiung und die Ablösung

プロイセン農民解放の理念について

(二五七)

八五

des Obereigentums—eine Befreiung der Herren?,
(Historische Vierteljahrschrift, Bd. XXVIII, 1934.),
S. 798.

(3) 例えば、ボンメルンの御料局長官であったフォン・インゲルスレーン von Ingersleben は、一七九九年六月十九日に起草した王領地農民の賦役廢止の計畫案で、農民に土地所有權を与えることを主張して述べたが、「國庫は農民のたえがたい厚かましから解放されるべきである」と述べつゝ、これは當時のグーンクルの見解を代表するものである。G. F. Knapp, Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Theilen Preussens, Bd. II. 2Aufl. 1927, S. 118.

(4) R. Stein, Die Umwandlung der Agraverfassung Ostpreussens durch die Reform des neunzehnten Jahrhunderts, Bd. II. 1933, S. 75.

(5) Ibid., S. 77.

(6) 彼自身「アダム・スミスのおかげで、国家経済の中に光が生じた」と語つてゐる。G. Hasse, Theodor von Schön und die Steinsche Wirtschaftsreform, 1915, S. 107.

(7) ibid., S. 15.

(8) ibid., S. 163.

(9) ibid., S. 17.

(10) 彼はその自伝で、シヤタインの教養は歴史だけで、哲學的

的教養は皆無であつたと批判してゐる。Theodor von Schön, Aus den Papieren des Ministers und Burggrafen Theodor von Schön, Bd. I. 1875-1888, S. 51f.

(11) Hasse, a. a. O., S. 16.

(12) Schön, a. a. O., Bd. I, S. 40.

(13) ibid., S. 40f.

(14) ibid., S. 23.

(15) Hasse, a. a. O., S. 33f.

(16) ibid., S. 11.

(17) Schön, a. a. O., Bd. I, S. 226.

(18) ibid., S. 11.

(19) Rundschreiben Steins an die Mitglieder des General-Departments, sog. „Politisches Testament“ Steins, Königsberg, 24. November 1808, (Freiherr vom Stein, Briefe und amtlichen Schriften, bearbeitet von E. Botzenhart, herausgegeben von W. Hubatsch, Bd. II/2, 1960.), S. 989. このシヤタインが解任された当時發表したいわゆる「政治遺訓」は、実際にはシヤーンが起草し、シヤタインがそれに署名したものであり、シヤタインの思想同様乃至はそれ以上に、シヤーンの思想を伝える史料と見做すことが出来る。Hasse, a. a. O., S. 152f. O. Hintze, Stein und der preussische Staat, (Historische Zeitschrift, Bd. 76, 1905.), S. 443.

- (20) H. Heffter, Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert, 1950, S. 84.
- (21) Hintze, a. a. O., S. 437.
- (22) J. v. Gierke, Die erste Reform des Freiherrn vom Stein (Edikt vom 9. Oktober 1807), 1957, S. 34.
- (23) G. Schmölders, Stein und Adam Smith, (Historische Forschungen und Problem, hrsg. von K. E. Born, 1961), S. 236.
- (24) 〃の「報告」(General-Bericht Steins an das General-Direktorium über den Zustand der Provinz Minden-Ravensberg, Minden, 10. März 1801.)の全文をF. v. Stein, a. a. O., Bd. I., SS. 503-524. に収められてゐる。
- (25) *ibid.*, S. 506.
- (26) *ibid.*, S. 508.
- (27) Stein an Frau v. Berg, Minden, 22. April 1802, (F. v. Stein, a. a. O., Bd. I.), S. 533.
- (28) G. Ritter, Stein—Eine politische Biographie, 3 Aufl. 1958, S. 113. 以下「キーン」の政治思想について R. Aris, History of political thought in Germany from 1789 to 1815, 1965, p. 222ff.
- (29) S. v. Frauendorfer, Ideengeschichte der Agrarwirtschaft und Agrarpolitik im deutschen Sprachgebiet, Bd. I, 1957, S. 255.
- (30) F. Lütge, Geschichte der deutschen Agrarverfassung vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert, 1963, S. 183.
- (31) Heffter, a. a. O., S. 101.
- (32) Ritter, a. a. O., S. 108.
- (33) Heffter, a. a. O., S. 81. 拙稿「E・V・シナインの『都市条令』について」(『史学』第三五卷第一・三号、一八五頁)。
- (34) R. Aris, *op. cit.*, p. 369.
- (35) *ibid.*, p. 369.
- (36) F. v. Stein, Nassauer Denkschrift, Nassau, in Juni 1807, (F. v. Stein, a. a. O., Bd. II/1), S. 394.

二、「十月勅令」の内容と問題点

一八〇七年十月九日に発布されたいわゆる「十月勅令」——正確には、「土地財産の保有簡易化及び自由使用並びに農村住民の人格的關係に関する勅令」⁽¹⁾ Edikt den erleichterten Besitz und den freien Gebrauch des Grundeigentums sowie die persönlichen Verhältnisse der Landbewohner betreffend は前文と僅か十二条から成る勅令であるが、

「プロシアにおいて十九世紀の前半に起つた大規模の農業改革の端緒であり、基礎を構成したと同時に、いわば新たに世に生れた自由なる農民階級のための憲法⁽²⁾」であると農業史家ゴルトツによつて評されたように、農業への自由主義の導入の第一歩であると同時に後年の改革立法にも大きな影響を及ぼしたものである。以下勅令の内容をみると、先ず前文では、国民の衰微した福祉の再建が緊急の目標であるとされ、「従来個人がその力に依じて獲得出来た福祉を得ることを阻げていた全てのものを除去することは、正義の欠くべからざる要求や健全な国家経済の原則と一致する⁽³⁾」と自由経済の理念が述べられ、次に各条文でその理念の農業の領域への適用が行われている。すなわち、先ず第一条で「わが国のいかなる住民も、国家に関して何らの制限もなしにあらゆる不動産の所有権及び担保権を有する。従つて、貴族は貴族の土地のみならず、あらゆる種類の非貴族、市民及び農民の土地を保有し、市民と農民とは市民、農民及び他の貴族でないもの、土地のみならず、貴族の土地を保有することが出来る。その際双方とも土地取得についての特別の許可を要しない。……土地相続の際に、貴族の相続人が農民の相続人に対してもつていた全ての特権……は全く廃止される」と土地の自由且つ無制限の取得の一般原則と土地相続の際の貴族の特権の廃止が定められ、更に土地の分割譲渡の自由(第四条)、全ての私的所領の永小作化の自由(第五条)、采邑領 *Lehnsgrüter* の質入れの自由(第八条)などの条文により、土地の利用の自由が認められている。

次に「全ての貴族はその身分を一切損うことなしに、市民の營業を営むことが出来、全ての市民もしくは農民は農民身分から市民身分へ、市民身分から農民身分へ移行出来る」(第二条)と職業選択の原則が定められ、またそれと関連して、農民とその子供とを農民身分に緊縛していた所領隸民制 *Gutsuntertänigkeit* については、「この条令公布の日以後、出生、結婚、隸民の土地の引き受け、契約などによる隸民関係は生じない」(第十条)。「本条令の公布と共に、農民地を世襲、私有もしくは永借地的、永小作的に保有する隸民やその妻子の従来の隸民関係は相互に完全に廃止される」(第十一

条)。「一八一〇年の聖マルチン祭と同時に、我が国における全ての所領隸民制は廃止される。我が全州の王領地において
そうであるごとく、一八一〇年の聖マルチン祭以後は、たゞ自由な人々のみが存在する」(第十二条)などの条文により、
私有、永借地的、永小作的もしくは其他のかたちで、土地を世襲的に保有している農民及びその妻子に関しては、世襲隸
民制は「勅令」の施行と同時に廃止され、其他の隸民(非世襲的土地保有者と全ての非土地保有者)に関しては、三年
(一八一〇年の聖マルチン祭)後に世襲隸民制は廃止されることになった。⁽⁴⁾

こうして所領隸民制は廃止されたが、それは誠実宣誓、土地緊縛、婚姻許可、職業強制、土地引き受け強制 Stellen-
annahmewang 労働強制、領主の懲罰権や土地剝奪権、移住の際の解放金などの人法的関係 das personenrechtliche
Verhältnis が廃止されたにとゞまり、土地保有権及び契約によつて生じた隸民の義務は依然として存続したが、この際、
廃止される義務と存続する義務との区別が不明確であつたため、後に混乱を残すことゝなつた。⁽⁵⁾

最後に農民保護の問題に関して、世襲的、永小作的乃至永借地的に保有されていない農民地の場合は、所領所有者がそ
れを「復興もしくは維持出来ないと考えるならば、所領に世襲隸民制がもはや存在しない場合に限り、彼は州の管理庁に
届け出る義務を有し、その同意の下に、多数のホーフを一農民保有地及び直営地へ統合することを許可される。各管理庁
には、これに関して、特別の訓令が与えられる」(第六条)。世襲的、永小作的に保有されている農民地の場合は、「その併
合もしくはそれに属する土地に関しての変更が問題にされる以前に、まずこれまでの保有者の権利が、グーツヘルシャフ
トへのその譲渡によつてゞあれ、他の法的手段によつてゞあれ、無効になつていなければならぬ。この場合はこれらの
土地に関しても、第六条の規定が適用される」(第七条)と定められ、所領所有者は一定の条件付きで、農民地を併合・統
合する権利を認められたが、他方「各管理庁には、これに関して、特別の訓令が与えられる」と第六条にあるように、あ
る程度の農民保護も存続したので、グーツヘルはこれを不満とし、国王への請願で、世襲隸民制廃止の不可欠の前提条件

として、各所領所有者は官庁の干渉なしに、その農民地を自由に処分する権限を法的に与えられること、消滅した各農民の代りに、少くとも二乃至三マグデブルクモルゲンの耕地をもつ家族をおく義務のみを負うことなど、要するに彼等の嫌悪する農民保護の廃止を要求した。⁽⁷⁾このようなグーツヘル側の見解に対して、政府側の見解は、法律作成に当つたシュレッター、シェーンとシュタインの三者間に微妙な見解の相違がみられた。この三者の見解及びそれから派生する問題は、「農民解放の理念」の問題にとつても極めて重要であるので、以下法律作成の経過を通して、三者の見解を検討してみようと、

法律作成の際に、グーツヘルによる農民地の統合を最も強く主張したのは、シュレッターであつた。すなわち、一八〇七年八月二八日の国王への上申において、彼は、第一に各所領所有者は予め行われた小作農民の賠償後、農民地を直営地に併合する権限をもつ。第二に各所領所有者は同様の条件の下に、小農民地を拡大する権限をもつ。第三にこれら何れの場合にも、家族数そのものは減少してはならない。従つて、所領所有者は併合された各農民の代りに、少くとも三マグデブルクモルゲンの土地をもつケートナーもしくはラタイアーを設ける義務がある⁽⁸⁾と述べ、更に一八〇七年九月九日に起草した法律案で、「もしも農民地がグーツヘルシャフトによつて世襲的に貸与されていない場合、或いはグーツヘルシャフトがそれを世襲的保有者から買いもどした場合、グーツヘルシャフトは、隸役小作農民 *Lassbauer* もしくは小作農民の法的乃至契約的受益権が無効になれば、即刻随意に従来の農民地を引き続き農民地として利用するか或いは直営地もしくはケートナー地として利用する権限をもつ。……併合された各農民の代りに、グーツヘルシャフトはケートナーもしくはラタイアーを設けねばならない⁽⁹⁾」と述べ、農民保護の廃止と引替に世襲隸民制を廃止することに賛成するグーツヘルの態度を代表した。

このようなシュレッターの見解に対して、シェーンは、彼が起草した一八〇七年八月十七日の王直屬委員会の意見書で、

根本的にはシュレッターと同様の見解であるグーツヘルに有利な自由の採用を主張し、自らを農民保護の敵であることを宣言した。すなわち、彼によれば、農民保護は世襲隷民制と緊密に関連しているから、世襲隷民制の廃止後は、もはや何物も、グーツヘルが随意に農民地に変更を加えることを障げてはならない筈であつた。しかし、彼はシュレッターと違つて、農民保護を漸次的に廃止すること、従つて農民をある程度保護することを考慮して、世襲隷民制の廃止が行われるまでの過渡期間中は、貴族の農民地再建の義務を緩和すると同時に従来のラッスアイテイッシュ隷役小作的な多数の小農に代るグーツヘルと定期小作関係にある少数の大農を設立することを提案した⁽¹⁰⁾。このような少数の大農設立の計画から、当然多数の農民が土地を奪われることが予想されるが、約ニマグデブルクフーフエ及びそれ以下の小農が没落することは、彼にとつて寧ろ歓迎すべきことであつた。蓋し、彼によれば、それら小農の存在は、国家はこのような窮境を救わねばならないとする貴族の偏見に原因するものであつたからである。この点で、彼はクナップの評したように、当時の新しい国家経済的傾向 *die neue staatswirtschaftliche Richtung* を代表して、無資力のものに対する富める者の、無教養のものに対する教養あるもの⁽¹¹⁾、優位を放任されねばならぬ自然のことと見做していたのである⁽¹²⁾。

この問題が再び王直属委員会の審議に提出されると、シェーンは彼の起草した一八〇七年九月三十日の意見書で、管理局は将来次の二点——第一に追放されることになる農民の保有権が満期になつてゐること、第二に農民が他の方法で生計を立てることが証明されていること——に留意しなければならぬ。「そうすれば、多数の家族が突然そのフーフエから追われることはないであろう⁽¹³⁾」と述べた。王直属委員会における彼の同僚ニーブル、シュテージェマン、アルテンシュタインも彼の提案に賛成した。シュテージェマンは戦争によつて荒廢した農民地の併合のみを許可することを、従つて農民保護の全面的廃止を避けることを主張し、アルテンシュタインは勅令をプロイセン州だけでなく、全王国に対して発布することを主張した⁽¹⁴⁾。九月下旬シュタインがメーメルに到着した時、事態はこのようなものであつた。十月八日シュタインはア

ルテンシュタインの提案を容れて、勅令を単にプロイセン州だけでなく、全王国に及ぼすことを決定すると同時に小農民地の大農民地への統合に関してシェーンの提案に従う一方、「私有地の自由な処分についての一つの法的な制限、すなわち富める者と教養あるもの、私利を制限し、農民地の直営地への併合を阻げる一つの法的制限が存続しなければならない」⁽¹⁵⁾と彼独自の見解を述べ、シュテーゲマンの提案を容れて、グーツヘルによる農民地の統合については、管理局がグーツヘル及び農民がそれを復興もしくは維持出来ない⁽¹⁶⁾と認められた。このような彼の言動から推して、彼が世襲隸民制の廃止後もグーツヘルによる農民地の自由な処分を認めるつもりは全くなかつたことは明らかである。彼が意図したのは、農民地の併合を阻止するための国家監督の存続であり、それこそは彼のみにみられた独自の思想であつた。「私有地の自由な処分についての一つの法的な制限、すなわち富める者と教養あるもの、私利を制限し、農民地の直営地への併合を阻げる一つの法的制限が存続しなければならない」という彼の言葉から感じられる自由主義経済についてのペシミスティツシュな見解は、ある程度の農民保護は認めたとせよ、無資力のものに対する富める者の、無教養なものに対する教養あるもの、優位を当然視し、従つて、根本的には農民保護の敵であるシェーンや心の奥底では農民保護を時代遅れであると考へていた他の全てのものにみられぬものであつた。⁽¹⁷⁾

結局、「十月勅令」は世襲隸民制の廃止、グーツヘルの土地所有権の拡大、大農設立というシェーンの構想をシュタインが支持し、グーツヘルが農民地を併合、統合する際には、各州の管理局の許可を必要とする(第六、七条)といふかたちで、シュタインが元来意図していたもの、実現にはほど違いものであつたにしても、ある程度の「農民保護」を存続させたが、農民地の併合、統合の問題が現実⁽¹⁸⁾に生じた場合、その処理にあたる州の管理局には、問題を判断するための如何なる規準も与えられなかつたので、問題の解決はその後の立法を待たねばならなかつたのである。

註

- (1) 「十月勅令」の全文は、F. v. Stein, a. a. O., Bd. II/2, SS. 457-460. に収められてゐる。
- (2) コルン『独逸農業史』山岡亮一訳(有斐閣・一九三八年)一五三頁。
- (3) F. v. Stein, a. a. O., Bd. II/2, S. 457f.
- (4) これは、グーツェルに経済の改革を準備する時間を与へるためである。Gierke, a. a. O., S. 28. R. Stein, a. a. O., Bd. II, S. 89.
- (5) Gierke, a. a. O., S. 27.
- (6) W. M. Simon, The failure of the prussian reform movement, 1807-1819, 1955, p. 21.
- (7) R. Stein, a. a. O., Bd. II, S. 92.
- (8) Knapp, a. a. O., Bd. II, S. 157. なおケーターナー Kätker 及びリタイマー Ratayer は農民の耕地 Flur にある土地の所有を許されず、従つて耕地の共通の問題に關与出来ず、共通の規則に従つた経営によつて結合されている農民社会の圏外にあつて、農民よりも一段低い社会層を形成するもので、総称的には零細土地保有農民 Kleine Leute と呼ばれる。彼等はその家屋や小屋の外に雌牛の飼育のための若干の土地しかもたず、他に生計の資を求めねばならなかつた。Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 12ff.
- (9) Knapp, a. a. O., Bd. II, S. 163.
- (10) Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 131. Bd. II, S. 150f.
- (11) Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 133.
- (12) Hasse, a. a. O., S. 117.
- (13) Knapp, a. a. O., Bd. II, S. 166.
- (14) Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 134f. Bd. II, S. 167f. G. Winter, Zur Entstehungsgeschichte des Oktoberedikts und der Verordnung vom 14. Februar 1808, (Forschungen zur brandenburgischen und preussischen Geschichte, XL, 1927), S. 14f.
- (15) F. v. Stein, a. a. O., Bd. II/2, S. 455.
- (16) ibid., S. 455f. Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 135. Bd. II, S. 168f.
- (17) Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 135. Hasse, a. a. O., S. 117.
- (18) R. Stein, a. a. O., Bd. II, S. 94.
- (19) Simon, op. cit., p. 20.

三、一八〇八年二月十四日の勅令

前章で述べたように、「十月勅令」はグーツェルが農民地を併合、統合する際に、州管理局の許可を要するとして、小規

横ではあつたが、農民保護を存続させたが、州管理局には、農民地の統合、併合を許可する条件についての何らの規準も与えられなかつたから、「勅令」は農民の運命を改善する観点からみれば、あいまいで非論理的な急場しのぎの域を出なかつた。シュタインもそれを痛感し、一八〇八年二月十四日に補足的な法律を公布した。この法律の制定過程においても、「十月勅令」制定の際と同様シュレッターとシェーンの見解が対立し、結局シュタインが後者を支持することによつて、問題は解決された。以下法律制定の経過を辿つてみると、

「十月勅令」發布直後の一八〇七年十月十三日に、シュレッターは東プロイセンの管理局長官アウエルスヴァルト Auerwald と西プロイセン管理局長官ブロスコヴィウス Broscovius に農民地の併合及び統合許可に関する訓令を作成させた。ブロスコヴィウスは「多数の小農民保有地の統合が公共の利益にとつて有害であり得る場合は殆んど考えられない⁽¹⁾」として、グーツヘルによる農民地統合とグーツヘルは一定期間内に、統合された農民地の代りに三マゲデブルクモルゲンの菜園地をもつ同数のホイスラー Häusler 家族⁽²⁾を設けることを、アウエルスヴァルトは農民地の統合が耕作の改善と公共の福祉にとつて有益であること、農民地の統合の際には、農民が強制されることなく、自由意志でその土地を手放すという合法的な意志表示 gerichtliche Erklärung がなされねばならない旨を上申した⁽³⁾。シュレッターは両者の意見をもとにして法律草案を作成し、十二月三日にそれをシュタインに提出した。この法案は、農民地の統合は一般の福祉を何らそこなうものではないという前提から、農民地の統合前に世襲隷民制が廃止されていること、その統合による労働力の減少を防ぐために、統合された農民地の代りに少くとも二マゲデブルクモルゲンの菜園地をもつ同数のホイスラー家族を設けることを主張していた⁽⁴⁾。シュタインはこれを一読した後、十二月十日王直屬委員会に送つてその意見を求めた。これに対してシェーンは十二月十九日の彼が起草した王直屬委員会の意見書で、シュレッターの訓令草案に対して全般的には正しいと賛意を表明したが、労働の需要が自然に必要な労働者を調達するという理由でホイスラー家族の設立に反対した

他、過渡期に必要な所有地の処理権を制限する次のような注目すべき提案を行った。すなわち、農民地を新しい存立（東プロイセンでは一七五二年以降、西プロイセンでは一七七四年以降）のものと古い存立のものとの区別し、前者については、その存立は当時の経済的繁栄の結果であり、一八〇六、七年の戦争後の不況の現在では、その存続の前提条件は失われたという理由で、農民保護の完全な廃止とグーツヘルによるその即座の併合乃至統合を認めた。また後者⁽⁵⁾については、最低四マゲデブルクフーフエ、最高八マゲデブルクフーフエの面積のより大きな農民地への統合を許可し、それが直営地 Vorwerk に統合される場合は、それと同じ面積の賦役義務、粉屋強制 Mühlenzwang 飲料強制 Getränkezwang を免除された大世襲農民地を設ける。彼は、この提案が実施されれば、農民地は全般的には減少することは認めしたが、それによつてより多くの独立性、合理性をもつた農民地が創造されることを期待した。その際に、彼の念頭にあつた理想像は自由⁽⁸⁾に処理出来る動産資本と十分な広さの土地とをもち、経営組織を自主的に自由に決定し、倦むことなき労働力と利益への洞察と関心とをもつ農民中産階級であつた。彼は曾て農業視察のための国内旅行をした時、エルベ川の西部地方の農業の繁栄を間近にみ、それとプロイセンの農業とを比較して、「一地方における農業の繁栄はもつぱら……農業を自ら営む人々に依存している。国家における最高身分と最低身分すなわち貴族と農民とは概してそのために尽力することが少い。教養がある換言すれば行為の結果をいわば予見することが出来、計画を立案し、推理によつて得た原則に基いて実験し、改善をもたらすことが出来る貴族の大土地所有者は概して農業を余りに些細な事と考え……その結果自己の計画の逐行をその経済の繁栄から生じる利益に何ら与ることなく、従つて、彼の指令を何時も不完全に行う人々に委ねている」と述べ、「これら全ては国家組織の必然的結果である」として、プロイセン農業の沈滞を批判したが、当時東プロイセンに支配的な一方に極めて広大な土地を、他方に農民の零細地経営をもつグーツヘル的農業経営が新しい輪裁式経営の実施の障害になつてゐることは、イギリス農業とりわけノーフォークの状態の実例に照しても彼には明らかであつたので、より集約⁽⁸⁾

的な農業経営のためには、資本力と信用能力とのある農民中産階級が創造されねばならず、国家はこのような発展に好都合な勅令を發布しなければならなかつた。このように、彼は農民地の解体と犠牲とに固執し、事態を全く自由な歩みに委ねようとするシュレッターの見解に対して、農業生産力の向上の観点からシュタインの農民保護的見解にある程度接近して、国家は一つの経済秩序から他の経済秩序への移行に際して、「規準」を設けねばならないとして、前述したような提案をしたのであるが、それは「国民の各々がその力を自由に道德的方面に向つて発達させることが出来る可能性を法的に定め、このようにして、国民がそのために財産と生命とを喜んで犠牲にするほど国王と祖国とを愛するようになる」⁽⁹⁾ことに国家の使命をみる彼のフィヒテ的国家観とも一致するものであつたのである。

シュタインはこのシェーンの草案とシュレッターの草案とを比較して、「この箇所(シェーンの草案の所有地の処理権を制限する提案)と十月九日の勅令の他の箇所によつて、シュレッター氏の提案した箇所によつて多数の貧困な日傭労働者 Tagelöhner のみが維持される代りに、プロイセンは……富裕で自由な農民階級を維持するという目的が達せられる」⁽¹⁰⁾という理由からシェーンの草案を採用し、依然として自説に固執するシュレッターを「農民地を直営地にしようとする衝動は、……とりわけ荒廢していない地方においてきわめて強い。予は勤んで閣下に、スコットランドにおけるような革命がこゝでも起り、グーツヘル達がメクレンブルク人の例に従うことを、我々が危ぐする必要はないかどうかを再考されることを懇願いたします」⁽¹¹⁾と説得して、シェーンに最終的な訓令を作成することを命じた。こうして、一八〇八年二月十四日の「一八〇七年十月九日の勅令第六・七条に關しての農民地の統合乃至はその直営地への変化に關する勅令」⁽¹²⁾ Verordnung wegen Zusammenziehung bäuerlicher Grundstücke oder Verwandlung derselben in Vorwerkland mit Bezug auf die §§ 6 und 7 des Edikts vom 9. Oktober 1807, den erleichterten Besitz und den freien Gebrauch des Grundeigentums betreffend. Für die Provinzen Ostpreussen, Litauen und Westpreussen

が成立した。

この勅令で、「十月勅令」第六・七条で許可された農民地の統合乃至はその直営地との併合は、次のように規定された。所領所有者が農民地を統合もしくはそれを直営地にしようとし、その申請を一八一〇年の聖マルチン祭以後（従つて、世襲隸民制の廃止後）管理局に対して行つた場合、管理局は次の点を調査させる必要がある。

a. 変更が加えられる土地に関して、従来の保有者或いはその相続人もしくは他の誰かに世襲権、永小作権、永借地権が帰属するかどうか。

b. 問題になつている土地は古い存立の農民地であるか新しい存立の農民地であるか。従つて、次の四つの場合が生じる。

一、土地が非世襲的で、新しい存立のものである場合は、管理局は（従来の保有者の保有期限終了後）この農民地の他の農民地乃至直営地への統合を許可する。

二、土地が世襲的で、新しい存立のものである場合は、その保有者が法的にそれを放棄した場合に統合が許可される。

三、土地が非世襲的で、古い存立のものであり、またその保有期限が終了している場合、管理局は次のような条件の下にその統合を許可する。

a. 統合によつて新たに設けられた農民地は最低四マグデブルクフエ、最高八マグデブルクフエの面積をもたねばならない。

b. 直営地に併合される場合は、併合された農民地と同じ大きさの農民地が設けられなければならない。それは永借地的或いは永小作的もしくは私有地として保有乃至所有され、賦役強制、粉屋強制、飲料強制などの義務を負わず、四—八マグデブルクフエの面積をもつものでなければならない。

結局、この勅令は、シェーンがシュタインの農民保護的見解にある程度接近して、グーツヘル(13)の農民地の併合、統合の自由を制限はしたが、それにもかゝらず、農民保護の範囲と効力とは「十月勅令」の場合よりも著しく減少した。従つて、「富める者と教養ある者の私利を制限する」というシュタイン本来の思想は十分実現されたとは云えず、「十月勅令」前からのシェーンの大農重視の思想の貫徹であつた。何れにしても、この勅令の結果、グーツヘルに小農民保有地を併合するかなりの機会が与えられたため、この勅令は後年の「ハルデンベルクの下で、元来の農民解放理念の殆んど偽造といつてもよいほどの変形をもたらした貴族の反対への譲歩の開始(14)」となつたのである。このようにグーツヘルに有利な規定がなされたにもかゝらず、勅令が公布されると、グーツヘルは *ständische Comité* (15) を中心に、農民保護を完全に廃止して、出来るだけ多くの農民地を直営地に併合することを目的にして、執拗に抵抗した(16)ので、この勅令は実施されるに至らず、ハルデンベルクの下での立法を必要としたのである。

註

- (1) Knapp, a. a. O., Bd. II, S. 198.
- (2) ホイスラーは、ケートナーやラタイアー同様、農民の一段低い社会層である零細土地保有農民 *Kleine Leute* の一種である。Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 13f. 及び第一章註(8)参照。
- (3) Knapp, a. a. O., Bd. II, S. 198. R. Stein, a. a. O., Bd. II, S. 97.
- (4) Knapp, a. a. O., Bd. II, S. 199f. Winter, a. a. O., S. 25f.
- (5) その際、非世襲的な農民地のみが考慮され、世襲的な農民地は除外されて了た。Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 140. Winter, a. a. O., S. 27.
- (6) Hasse, a. a. O., S. 26.
- (7) *ibid.*, S. 26.
- (8) *ibid.*, S. 20.
- (9) 第一章註(9)参照。
- (10) Knapp, a. a. O., Bd. II, S. 203.
- (11) Stein an Minister Schroetter, Königsberg, 29. Januar 1808, (F. v. Stein, a. a. O., Bd. II/2), S. 639.
- (12) この勅令の全文は F. v. Stein, a. a. O., Bd. II/2, S. 651ff. に収められてゐる。

(13) Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 141.

(14) Fraendorfer, a. a. O., S. 258.

(15) ständische Comité は一七九八年の Huldigungsland-

tag に由来する東プロイセン及びリタウエンのシュテンデの合

法的代表機関で、四人のメンバーから成り、騎士の中から一定

期間選ばれ、国家官庁とともにあらゆる一般事項を協議し、新

しい法律の作成乃至既存の法律や制度の変更が問題にされる場
合、その意見を聴取され、条令の実施の際に、一般に苦情が存

する場合には、関係官庁に報告を求め、根拠のある提案を国王

に提出することが出来るなどの権限をもっていた。R. Stein,

a. a. O., II, S. 103.

(16) 貴族の抵抗については、ibid, S. 104ff.

四、ハルデンベルクの下での改革

既に見たように、二月十四日の「勅令」はグーツヘルに有利な規定を含んでいたにもかかわらず、グーツヘルはそれを不満とし、ständische Comité を中心とした反対運動を起し、そのため勅令は実施されず、問題は解決されなかつた。

また「十月勅令」によつて農民に与えられた自由は、農民に経済上の独立が保証されていない限り、紙上の自由に過ぎなかつたから、世襲隸民制の廃止は農民の期待や希望を満すよりも、寧ろ既存の状態についての一般的な不満を助長することになつた。とくに、世襲隸民制が完全に廃止された一八一〇年の聖マルチン祭以後、各地で農民が賦役拒否の騒動を起し、シュレーゼンでは、とくにそれが激しく、賦役拒否と結びついた暴動がしばしば生じた。⁽¹⁾ その間にシュタインは一八〇八年十一月二十四日に、ナポレオンの要求と国内の反対派の陰謀によつて辞職し、「農民解放」の課題はアルテンシュタイン Altenstein とドーナ Dohna の過渡的な内閣を経てハルデンベルクに受け継がれたのである。

ハルデンベルクの下で作成された主な農業改革立法には、一八一一年九月十四日のいわゆる「調整令」——正確には、「グーツヘル・農民関係の調整に関する Edikt die Regulierung der gutherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse betreffend」——と一八一六年五月二十九日のいわゆる「布告」——正確には、「グーツヘル・農民関係の調整に関する

る一八一一年九月十四日の勅令の布告」*Deklaration des Edikts vom 14. September 1811 wegen Regulierung der gutsherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse*——の二つがある。⁽²⁾以下、この二つの法律で、「十月勅令」以来の農民保護の問題が如何に処理されていたかをみると、

「調整令」の草案作成には、ハルデンベルクの側近の一人であるラウマー Raumer がこれに当り、彼の作成した草案は、ハルデンベルクが当時召集した貴族の代表機関である「国民代表」*Nationalrepresentation* に提出され、そこで討議された。間もなくラウマーに代つてシャルンヴェーバー Scharnweber が草案作成に当り、それに極く僅かな変更が加えられて、一八一一年九月十四日に「調整令」が成立したが、それは農民に対して比較的好意的な内容をもつたラウマーの当初(一八一〇年十月九日)の草案と殆んど類似点をもつていないといわれるほど貴族に対して譲歩した内容のものであつた。⁽³⁾次に「調整令」の内容とラウマーの草案とを比較して、検討してみる。

先ず、ラウマーの草案(以下単に草案と記す)が農民に土地所有権を即刻賦与し、新たに土地所有者となつた農民は従来負つていた負担と義務とに關してのみ、以前の上級所有者者であるグーツヘルと清算 *Auseinandersetzung* を行うと定めたのに対して、「調整令」は予め当事者間で清算が行われた後、始めて農民に土地所有権が与えられる(第一条)とした。次に調整資格のある農民から永小作人 *Erbpächter*、永代賃借人 *Erbzinsleute* を除外した点では、両者は共通していたが、それ以外の農民に關して、草案が農民を土地への世襲的乃至終身的保有権をもつ農民 (*Lassiten*) と定期小作人 *Zeitpächter* に二分し、土地所有権を得る場合は、前者は賠償として、その保有地の三分の一を、後者はその保有地の二分の一をグーツヘルに割譲することを定めたのに対して、「調整令」は *Lassiten* を更に世襲的ラッス農民 *der erbliche Lassbauer* と非世襲的ラッス農民 *der unerbliche Lassbauer* とに分け、後者は定期小作人同様、土地所有権獲得の代償として、その保有地の二分の一をグーツヘルに割譲せねばならないと定めた(第三七条)。この結果、農民の多数は土地

所有権を得るためにその保有地の半分を割譲することになったが、残った小規模の保有地で農民が自立的な農業経営を営むことは、設備のための基金が不足していた当時にあつては極めて困難であつた。⁽⁴⁾ また非世襲的ラッス農民は、当時プロイセン、ポンメルン、ウツカーマルク、ノイマルク、上シュレージエン等の地方で多数を占めていたから、⁽⁵⁾ 「調整令」が草案に加えた変更の影響は大きかつた。

更にグーツヘル土地や賦役を失う損失に対する補償に関して、草案が、補償額は取引の際に各当事者によつて得られた利益の査定を基にして、調整の各場合について個別的に決定されると定めることによつて、農民の土地の割譲がグーツヘル土地、賦役の損失の十分な補償となつている場合や過渡の補償と考えられる場合には、農民は賦役の免除の他に、現物乃至は現金による払いもどしを得る資格があるとして、農民保護の傾向を存続させたのに対して、「調整令」では、個別の場合の査定原則は放棄されて、農民は常に一定額を支払う義務があるとする柔軟性のない調整方式がそれに代ることになつた。⁽⁷⁾

このように、「調整令」の内容は農民にとつて極めて不利なものであつたが、しかもなおグーツヘルを満足させるに至らず、グーツヘルは彼等の所有地の二分の一乃至三分の二が一方的に剝奪されることにより、財産の安全が脅かされたなどの理由で、勅令発布後それに激しく抗議した⁽⁸⁾、勅令は実施されずに至らず、五年後に発布された「布告」によつて始めて実施されることになつたのである。

一八一六年五月二十九日の「布告」は調整令の解釈をめぐつて惹き起された不明確と意見の相違を取り除くという目的をもち、名義上は調整令の布告に過ぎないが、実際には新しい法律を意味した。⁽⁹⁾ それは一八一六年から一八五〇年にかけて効力を有し、その規定に基いて大部分の調整が行われたから、⁽¹⁰⁾ 改革のそれ以後の進展にとつて決定的意味をもつものであつた。次に「布告」の内容をみると、

「布告」第四条では、調整資格を有する農民地は次のものに限定された。

a. その保有者を独立の農業者⁽¹¹⁾として扶養し得るもの。

b. 州の租税台帳に農民保有地として査定されているもの。

c. 州の基準年度（一七四九年—一七七四年）に農家によつて既に保有されているもの。

d. 一八一一年九月十四日の勅令公布の際に、所領所有者がそれに独立の農家をおく義務を負っているもの。

従つて、その経営のために役畜を必要とし、租税台帳に登記された、古い存立の、*Besatzungszwang* に服している農民のみが調整資格をもち、それ以外の農民⁽¹²⁾は全て調整から除外されることになった。

この他、一八一一年の「調整令」では、賠償の基準額に関する農民の異議申立ての権利が認められていた（第三〇条）が、布告はグーツヘルにも異議申し立ての権利を認めた（第六六条）。従つて、グーツヘルと農民とは法的には同等の権利を与えられたが、現実の両者の力関係からみるとこれはグーツヘルにとつて有利な規定であつた⁽¹³⁾。また布告は賠償額に関する清算が行われ、農民が土地所有者になるまでは、グーツヘルによる農民地の獲得と併合とを禁止した「調整令」の規定（第三二条）に代えて、グーツヘルがホーフの保有者からその権利の廃止についての同意を得た場合は、清算前でも農民地を獲得、併合出来る⁽¹⁴⁾（第七六、七条）としたが、「もしも、無智で、決断力に乏しく、その将来が気づかわれ、しばしば非常に負債を負つていた農民にホーフを放棄させるために、どれほどの説得、瞞着、穏やかな或いは激しい圧力、脅迫や脅迫の手段がグーツヘルの自由になつたか⁽¹⁵⁾考えられるならば、布告のこの箇条は未だ自由と独立とを得るに至らない農民階級に対する欺瞞と裏切り」と云える性質のものであつた。

このようなグーツヘルにとつて有利な規定がなされた結果は云うまでもなく、農民保有地の減少とそれを犠牲にしたグーツヘルの大所領の拡大であつた。すなわち、布告によつて土地所有権を与えられた役畜を保有する中・大農の大部分が、

当時の一般的な資本の不足のため、グーツヘルに対して土地割譲による償却の方法を選んだため、その土地を失った他に、多数の農民がその支払い能力の不足や過大な負債を負っていたために、グーツヘルの大所領に統合された。また調整から除外された役畜を保有せず、グーツヘルに対して手賦役の義務を負っていた小農及びホイスラーの大部分は、強制的であれ、自由意志的であれ、新しい農業労働者関係に移行することになったのである。⁽¹⁶⁾

この他に、「布告」が發布、実施された時期は、従来プロシアの農産物の最良の市場を提供していたイギリスが大陸からの輸入品に対して、高関税を徴集する政策を実施したため、プロシア農産物の輸出が激減し、農産物価格が暴落した時期でもあつたため、独立小農民が自己を維持していくことが至難であつた⁽¹⁷⁾という事情も前述した傾向を促進することになつた。

このように、ハルデンベルクの下での改革の結果は、「自立的、繁栄する大農民」の創造という改革当初の理想の実現にはほど遠く、「一八四八年に至つても、なお古い制度の極めて多くの名残り」とそれと同時に中産階級及び下層階級の不満の極めて多くの誘因が農村にみられたことの理由は、一八一六年の所領所有者の希望に対する譲歩のうち⁽¹⁸⁾に求められる」とクナップによつて評されたように、シュタインの意図した農民保護政策の放棄、農民を犠牲にして、その経営を拡大しようとするグーツヘルの要求に対する政府側の譲渡——いわゆる領主解放に終つたのである。

註

(1) E. Klein, Von der Reform zur Restauration, 1965.

S. 140f.

(2) これらの勅令、布告の抜粋は、Quellen zur Geschichte

des deutschen Bauernstandes in der Neuzeit, Gesammelt und herausgegeben von G. Franz, 1963, SS.

プロイセン農民解放の理念について

360-368, 381-383. に収められている。(以下、G. D. B. N. に

略記して引用)。なおそれらの内容については、Knapp, a.

a. O., Bd. I, S. 165ff., R. Stein, a. a. O., Bd. II, S. 208f.

Simon, op. cit., p. 89f.

(3) Simon, op. cit., p. 90.

(4) ibid., p. 91.

- (5) Huber, a. a. O., S. 195.
- (6) 当時農民の土地割譲は、領主が以前にその法的権限をもつていた土地の損失に対する賠償と見做されていた。Simon, op. cit., p. 91.
- (7) *ibid.*, p. 92.
- (8) 例えば、シュトルピッシュ郡のグーツヘル達は、一八一一年十一月二日の国王への請願書で、「もしも自立的農民土地所有者が我々の隣人である場合は、我々の所領は我々にとつて地獄と化すであろう」と述べているが、これは当時のグーツヘル一般の感情を代表した言葉であつた。Knapp, a. a. O., Bd. II, S. 274.
- (9) Klein, a. a. O., S. 160.
- (10) Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 184.
- (11) この場合の独立の農業者は、グーツヘルに対して役畜賦役を行い、その保有地の経営のために役畜を保有している農民で、彼等の所有地は *Ackernahrung* と云われ、グーツヘルに対して手賦役の義務のみを負い、その保有地の経営のために役畜を必要としない農民の保有地である *Dienstfamilien-Etablisement* と區別された(布告第五条e)。G. D. B. N., S. 383.
- (12) 従つて、役畜賦役を行わない全ての農民地、役畜賦役は行つたが、租税台帳に登記されていない農民地、役畜賦役を行い、租税台帳に登記されているが、新しい存立の農民地、役畜賦役を行つたが、租税台帳に登記され、古い存立のものであるが、*Besatzungszwang* に服さない農民地等が調整から除外されることになつた。Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 189.
- (13) *ibid.*, S. 190f. Simon, op. cit., p. 99.
- (14) R. Stein, a. a. O., Bd. II, S. 278.
- (15) *ibid.*, S. 278f.
- (16) W. Conze, *Die Wirkungen der liberalen Agrarreformen auf die Volksordnung in Mitteleuropa im 19. Jahrhundert*, (*Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 38, 1949), S. 20.
- (17) Simon, op. cit., p. 100.
- (18) Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 191.

五、結 論

これまでみたきたように、ハルデンベルクの下での改革の最大の受益者はグーツヘルであり、政府側が彼等の利己的な要求に対して譲歩した結果、彼等は農民の土地賠償、農民地の公開市場での獲得、法的な保護を享受していない農民地の

併合などによるその所有地の増大と彼等の経営に必要な労働力を自由にすることによつて、近代的な農業経営を展開させたのに対して、多数の農民が土地賠償、資本不足、過大な負債、調整から除外されたことなどによつて、自作農となる道を閉ざされ、土地を追われた。改革の当初、自立農育成の理想を以て、それに臨んだ初期の改革者たちが自己の理想がハルデンベルクの下で次第に裏切られていくのを見て、憤激したとしても、不思議ではない。とりわけ、改革の際最も農民保護に留意したシュタインがその結果に大きな不満を感じたであろうことを我々は容易に想像出来る。事実彼はその自伝で、「調整令」を批判して、「一八一一年に、グーツヘルと農民身分との関係をこのような有害なしかたで変化したのは、宰相ハルデンベルクの好奇心によつて行われたのであつて、余はこれには何等関係していない⁽¹⁾」とハルデンベルクの改革を非難している。

シュタインとハルデンベルクは、思想の点でも、政治家としても対照的な性格をもつていた。すなわち、シュタインがより貴族的、伝統主義的な精神の持ち主で、歴史的な制度を保存するのに熱心であつたのに対して、ハルデンベルクはより民主的な啓蒙絶対主義者で、封建的・中世的な伝統を廃止して、絶対主義的観点から合理主義的官僚国家を建設することを意図していた。経済問題に関しても、前者が古いツンフト制度の倫理的基礎、その成員に対する団体的監督を維持しようとしたのに対して、後者はより強くアダム・スミスの影響を受けており、より急進的な解決を求めた。

政治家としても、シュタインが内政面を得意とし、外交面を不得手としたのに対して、ハルデンベルクはその逆で、外交上の技術を内政上の問題の処理に持ちこむ傾向があり、抵抗に出会つたときは、それに打ち勝とうとするよりも寧ろしばしばそれを回避しようとした。その点、シュタインは一度決心すると、遙かに徹底してそれを実行した⁽²⁾。このような両者の思想、性格の違いはそれぞれの改革に異つた色彩を与えた。とくにハルデンベルクの妥協的性格は、ロベルト・シュタインの指摘したように、「反対派と妥協し、たゞ全ての者と穏便にやつていくために、しばしば最良の原則を犠牲にし

た。このような態度は内政改革には、全く有益なものではなかつた。それはいとうべき日和見主義を生ぜしめた。そこでは、断乎とした改革の意欲は遂に麻痺し、発布した法律の実施は停滞し、次第に実施されなくなつた⁽³⁾という結果をもたらしたことは否定出来ない。それにもかゝらず、両者の改革を比較する場合に、次の事情が考慮されなければならぬ。第一に、ハルデンベルクはシュタインの場合とは比較にならないほど強い国王や貴族の抵抗と闘わねばならなかつた。かりにシュタインが引き続き政権にとゞまつて、改革を行つたとしても、彼がこれらの抵抗に対してどこまで初志を貫徹出来たかは疑問である。事実彼が直接関係した一八〇八年二月十四日の勅令はグーツヘルに小農保有地を併合するかなりの機会を与えることによつて、ハルデンベルクの下での貴族の反対への譲歩の第一歩となつた⁽⁴⁾のである。第二に、ハルデンベルクの改革の結果、多数の農民が土地を失ひ、没落したが、それにもかゝらず、限られた一部の農民が当時行われた総有地の分割 Separation やそれと関連する土地改良によつて、耕地を拡大し、より集約的な農業経営を営むことによつて、グーツヘルと並んで農民解放の利得者となり、その結果、当時東ドイツの村落の零細保有農民 *Kleine Leute* の間で流布したといわれる「総有地分割によつて、農民は貴族になり、我々は乞食になつた⁽⁵⁾」という言葉に示されているように隷属的なホイスラーや農業労働者との間の社会的隔たりを激化させた⁽⁶⁾という事実がある。このように総有地の分割による農民の土地獲得を典拠に、改革の結果土地を奪われた小農が農業プロレタリアートに転落したというクナップの古典的学説を否定する見解は、最近の西独の農業史家の強調するところである。例えば、農業解放との関連における農民の土地喪失の問題を研究したザールフェルトは、農民が「調整」および自由意志による土地売却によつて土地を失う反面、総有地分割によつて土地を獲得した結果、完全農民地 *Vollbauernhof* はその土地所有をほゞ維持出来たと主張している⁽⁷⁾。

しかし、この主張は総有地がグーツヘルの所有地であつたという前提に立つた主張であり、もしリュトゲやクラインの主張するように、総有地は農民地であつたという前提にたてば、その分割によつて得られた地積でもつて農民地の損失を

相殺することは出来ないであろう。⁽⁸⁾ こうした前提に立つて、リュトゲは農民の土地喪失を、調整によるもの約四二〇、〇〇〇ヘクタール、売却された畜耕可能の農耕地約七、〇〇〇——八、〇〇〇ヘクタール、畜耕不能の農耕地約一四、〇〇〇——一六、〇〇〇ヘクタール、一八〇六年以降、農民保護に違反もしくは農民保護の廃止後、直営地に併合されたもの約三〇〇、〇〇〇——五〇〇、〇〇〇ヘクタール、総計して約一〇〇万ヘクタール（四〇〇万モルゲン）弱と算定しているが、これは妥当な見解であろう。⁽⁹⁾

このような農民地の喪失と、ハルデンベルクの改革の主たる目的がフランスの軍税の調達其他の国家の財政的需要の充足などの財政問題にあり、国家財政の健全化という至上目的のためには、あらゆる種類の譲歩を辞さなかつたこと、従つて、農民の調整の問題は彼にとつて第二義的な問題に過ぎなかつた⁽¹⁰⁾という事実を考慮するならば、ハルデンベルクの下での改革は、少くとも改革の当初シュタインが意図したものはほど遠いものであり、我々はオットー・ヒンツェが主張したように、「シュタインが要求したことは改革によつて成就せられず、改革が成就したことはシュタインが欲したことゝ一致するものではなかつた⁽¹¹⁾」と結論してよいであろう。農民解放が農民を主体としたものでなく、一部の政治家や官僚の手で上から行われる限り、シュタインのいっていた「自由農民」の理想は、「十月勅令」以後、自由主義が農業に導入されるにつれて、苛酷な現実の前に破綻せざるを得ない。この点に彼の悲劇があり、上からの改革の限界があつた。

シュタインが「農民保護」の観点からハルデンベルクの改革を非難したのに対して、シェーンの改革に対する立場はより複雑である。彼はハルデンベルクの登場と共に、その財政計画に反対して辞職し、以後は改革の局外にあり、ハルデンベルクの財政計画を「そのある部分は極めて有害であつたので、それは大体において撤回されねばならなかつた⁽¹²⁾」と酷評しているが、実際には、これらの言葉から想像されるほど彼の農業改革の思想はハルデンベルクの改革と相容れぬ性質のものではなかつた。既にしばしば指摘してきたように、彼の起草した一八〇八年二月十四日の勅令はグーツヘルに小農民

保有地を併合するかなりの機会を提供することによつて、農民追放の可能性を内蔵するものであり、ユンカーと一部の大農による資本主義的大土地所有をもたらしたハルデンベルクの立法は根本的には、シェーンの意図したこと、同一の志向をもつものであつた。⁽¹³⁾更に彼は中央政府から引退した後、東西両プロイセン州の総督 Oberpräsident として、グーツヘル・農民関係の調整に直接関係しているが、その際に、殆んど一方的にグーツヘルに有利になるようにその影響力を行使し、⁽¹⁴⁾当時東プロイセンのグーツヘルによつて行われていた農民地の買占めを放任することによつて、多くの人々からユンカーとして非難されさせた。⁽¹⁵⁾またハルデンベルクの「調整令」に対しても、それが過去の慣習と余りにも性急に断絶している」と批判し、グーツヘルの農民に対する関係は家父長的な起源をもつものであり、それに関する有害な点はより家父長的なしかたで解消されねばならないときえ主張している。⁽¹⁶⁾このようなシェーンの言動から、ロベルト・シュタインは「彼にとつて援助されるべき社会層はたゞ一つであり、崩壊から守られねばならないのは唯一つの種類の土地所有であつた。それは所領所有階級と大土地所有であつた。その所有地が農業に利用される面積の六九パーセントを占める農民階級について、彼は一言も言及しなかつた」。⁽¹⁷⁾「農民と小ケルマーとはシェーンの理想国家においては、如何なる場も見出さなかつた」⁽¹⁸⁾と結論している。このようなシェーンの後年の言動は改革当初の農民中産階級の育成を目指した彼の言動と明らかに矛盾するものであり、初期において対立していたシュレッターの見解と一致するものである。シェーンの後半生の活動を研究したマイアーは、このようなシェーンの転向を説明して、彼が当時総督としてその行政に當つた東プロイセン州における大土地所有の窮乏や大所領における全面的な所有の交替を親しく目撃することによつて、「国家の最も重要な中核である貴族」は維持されねばならないとする政治家的な配慮から、従来の自由放任を主張する経済的自由主義から貴族擁護の立場に転向したと主張している。⁽¹⁹⁾彼の政治思想は経済思想に比べて保守的であつたから、この説明は正しいであろう。しかし、林教授が既に指摘されたように、我々はこうした彼の転向の根底に終止一貫して変ることのない彼の根本

的立場が存続していることに注目すべきであろう。⁽²¹⁾既に、「十月勅令」発布前に起草した一八〇七年八月十七日の意見書で、彼は「世襲隷民制を別にすれば、国家経済に関しては、所領所有者がその土地を……随意に処理してはならないという如何なる理由も存しない」⁽²²⁾と自らを農民保護の敵だと宣言し、クナップによつて、「彼は全く当時の新しい国家経済的傾向のひとつであり、その際に恐らくそれを予感することなく、全くグーツヘルの利害圏内にあつた」⁽²³⁾と評されているが、彼にとつて、究極の目的は資本主義的大土地所有であり、農民解放はそれに資する手段であつた。既にみたように世襲隷民制の廃止後、無能なグーツヘルが没落することを彼は寧ろ歓迎したが、⁽²⁴⁾このような彼の厳しさは、特定の階級のみに向けられたのではなく、農民、グーツヘルを問わず全ての経済的無能力者に対して向けられたのである。⁽²⁵⁾従つて究極目的である資本主義的大土地所有の観点から農民の経営よりもグーツヘルによる大経営により多くの価値を見出した時、彼は躊躇することなく、グーツヘル援助へと転向することが出来た。このような彼の言動を支えていたものとして、我々は、経済的弱者が失つた土地は直ちに強者によつて満される。従つて後者に場所を譲るために、前者は除去されねばならないとする経済の自動調整、予定調和への信仰を挙げる事が出来よう。そしてこのような彼の楽観的な経済的自由主義への信仰は、保守的なシュタインを除く当時の他の全ての改革者達にも共通してみられるものであり、それは結果的には、当時の代表的自由主義農学者アルプレヒト・テーアの実現といわれる一八一一年の「調整令」⁽²⁶⁾に示されたように、アダム・ミューラーのような貴族の代弁者の理論以上に貴族に有利な結果をもたらしたのである。⁽²⁷⁾

このように、プロイセン農民解放は、西欧においては封建勢力打倒の武器となつた経済的自由主義が農民保護政策を圧倒して、純粹に実現され、ばされるほど封建勢力に利することになるといふドイツ自由主義の悲劇と農業の資本主義化によつて解放された農民が同時に土地を追われるというアダム・スミスの時代には問題にならなかつた社会問題の発生——自由主義の予定調和の崩壊をもたらすことによつて、問題を後に残したのである。

註

- (1) R. Stein, a. a. O., Bd. II, S. 214.
- (2) 同著の題名「性格の相違について」ibid., S. 161ff.
Simon, op. cit., p. 51ff.
- (3) R. Stein, a. a. O., Bd. II, S. 163.
- (4) 本稿第三章参照。
- (5) Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 306.
- (6) Conze, a. a. O., S. 21. R. Stein, a. a. O., Bd. III, S. 420.
- (7) D. Saalfeld, Zur Frage des bäuerlichen Landverlustes im Zusammenhang mit den preussischen Agrarreformen, (Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, II, 1963), S. 170.
- (8) Lütge, a. a. O., S. 233. Klein, a. a. O., S. 127.
- (9) Lütge, a. a. O., S. 232.
- (10) Klein, a. a. O., S. 163f.
- (11) Hintze, a. a. O., S. 443.
- (12) Schön, a. a. O., Bd. I, S. 66.
- (13) F. Schnabel, Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert, Bd. I. 4 Aufl. 1948, S. 464.
- (14) E. W. Mayer, Die Retablisement Ost- und Westpreussens unter der Mitwirkung und Leitung Theodor von Schön, 1916. S. 82. (以下「R. O. W.」略記して引用)。
- (15) Schön, a. a. O., Bd. II, S. 317f.
- (16) Schön, a. a. O., Bd. IV, S. 403.
- (17) R. Stein, a. a. O., Bd. III, S. 135.
- (18) ibid., S. 140.
- (19) E. W. Mayer, Politische Erfahrungen und Gedanken Theodor von Schön nach 1815, (Historische Zeitschrift, Bd. 117, 1911), S. 497.
- (20) ショーンの政治思想の保主的性格については、ibid., S. 442ff.
- (21) 林健太郎「プロイセン農民解放の性格」(『近代ドイツの政治と社会』弘文堂、一九五二年)、六三頁。なお本稿の「結論」の部分は林教授のこの優れた論文に負うところが多い。
- (22) Knapp, a. a. O., Bd. II, S. 150.
- (23) Knapp, a. a. O., Bd. I, S. 133.
- (24) 本稿第一章参照。
- (25) Mayer, R. O. W., S. 68.
- (26) 「調整令」の公的な責任はシャルンヴェーバーが負っていたが、勅令の実際の起草はテアアによつてなされたといわれている。Simon, op. cit., p. 102.
- (27) ibid., p. 130f.
- 〔附記〕 本稿の作成の際に、文献に関して、慶応義塾大学の宇尾野久教授、坂口昂吉氏、東京大学の城戸毅、及川順、大河内繁男三氏に色々御配慮頂いた。ここに心から御礼申し上げます。